

平成19年 8月 6日

眼鏡公正取引協議会

眼鏡用レンズの原産国表示について

眼鏡用レンズの原産国表示については、次のように表示することとします。

1. 業務用カタログについては、レンズの品種毎に原産国を表示することが基本となります。原産国が1国の場合は、「原産国A」等と表示、2国の場合は、「原産国A、B」等、3国以上の場合は、「原産国A、B、その他」等とそれぞれ一括表示することができます。その他については、原産国名を別記することとします。なお、一括表示の場合は、業務用カタログの見やすいところに明確に記載することとします。
2. チラシについては、販売価格を付した広告は、業務用カタログと同様の表示となります。なお、チラシの見やすいところに「原産国はレンズ毎にレンズ袋に表示してあります」等と記載すれば、消費者により分かりやすい表示となります。
3. 店頭については、業務用カタログにもとづいて、通常、販売している主要なレンズについて、価格表又はPOP等に明確に表示することとします。なお、その他のレンズについては、販売の際に原産国について説明することとします。